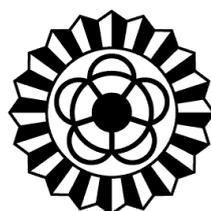


大阪府内の地方議会における  
府民の政治参画の推進に関する年次報告書

(令和6年度)



令和7年5月

大阪府議会

# 目 次

1	本年代報告書について	1
2	啓発の実施状況	1
3	研修の実施状況	1
4	人材の育成等に資する施策の実施状況	2
5	「大阪府 議会ハラスメント専門相談窓口」相対対応状況	4
6	市町村議会との連携	6
7	取組状況の公表	8

## <参 考>

- 執行機関の主な取組み例
- 大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例について

## 1. 本年次報告書について

大阪府議会では、府内全ての地方議会に関する議員によるハラスメント、議員や議員になろうとする者に対するハラスメントを根絶し、府内の地方議会における府民の政治参画を推進することを目指し、「大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例」を令和5年2月定例会において制定しました。

本年次報告書は、条例第14条に基づき、令和6年度における「大阪府 議会ハラスメント専門相談窓口」相談対応状況、研修の実施状況、啓発・人材の育成等に資する施策の実施状況、市町村議会との連携の状況についてとりまとめたものです。

## 2. 啓発の実施状況

- 条例の趣旨について広く府民に周知し、その理解を深めてもらうため、府議会ホームページ内に「府民の政治参画の推進」ページを開設しています。  
[https://www.pref.osaka.lg.jp/gikai\\_giji/kaikaku/seijisannkaku.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/gikai_giji/kaikaku/seijisannkaku.html)
- 大阪府議会だよりにおいて、府民の政治参画の推進のための取組みとして、本条例及び本条例に基づく取組みを周知しました。  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/97661/dayori213.pdf>
- 雑誌「日経グローバル（2025.2.17 No.502（通巻937号））」における全国のハラスメント防止条例に関する特集において、条例を制定した背景や条例の効果等にかかる議長のインタビュー記事が掲載されました。

## 3. 研修の実施状況

条例第6条に基づき、府内の地方議会における府民の政治参画の推進に寄与するため、三議長会がオンラインで実施した、以下のハラスメント防止講座を受講するよう、大阪府議会議員に案内しました。（※）

※市町村議会議員には、別途、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会より通知されています。

配信期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
実施主体	三議長会（全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会）
講師	高嶋直人 人事院公務員研修所客員教授
テーマ	「地方議会議員のためのハラスメント防止講座」 1 議員に求められるコンプライアンス 2 公務員に高い倫理観が求められる理由 3 コンプライアンスとは 4 公務員に特化したハラスメント防止対策が必要な理由 5 公務員のパワハラ の定義 6 パワハラ指針（人事院版） 7 パワハラをする人のタイプと対応策 8 公務員のセクハラ の定義 9 全国地方議会の動き
実施手法	YouTubeでの配信により実施

## 4. 人材の育成等に資する施策の実施状況

### (1) 大阪府議会出前授業

- ・「府民に開かれた議会」をより一層進める取組みとして、未来の大阪を担う若者が府議会活動について理解を深め、政治への関心や参加意識の高揚につなげていただけるよう、高校生等を対象に「大阪府議会出前授業」を実施しました。
- ・令和6年度の開催状況は以下のとおりです。

回	実施日	開催場所	参加人数
第1回	令和6年7月16日（火）	大阪府立高石高等学校	293人
第2回	令和6年11月19日（火）	神村学園高等部大阪梅田学習センター	14人
第3回	令和6年12月19日（木）	大阪府立水都国際中学校・高等学校	14人
第4回	令和7年1月17日（金）	進路・就労準備型放課後等デイサービスODEN（おでん）	7人
第5回	令和7年1月30日（木）	大阪府立堺工科高等学校	179人
第6回	令和7年2月13日（木）	大阪府立枚岡樟風高等学校	27人
第7回	令和7年2月17日（月）	大阪府立中津支援学校	5人

#### 【開催内容】大阪府立高石高等学校 の例

9名の府議会議員が出席し、2年生の生徒293名を対象に、生徒のみなさんに関係する条例（「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」）の紹介や政治に関心を持つことや政治参加の重要性についての講義とともに、生徒間でのグループワークや生徒が府議会議員に直接質問を行うなどの意見交換を実施しました。

意見交換では、生徒から議員に対し「休日は何をしていますか」「お給料はいくらですか」「何時から働いていますか」などの質問が寄せられ、議員はわかりやすく、丁寧に説明を行いました。



## 【開催内容】神村学園高等部大阪梅田学習センター の例

4名の府議会議員が出席し、1年生から3年生の生徒14名を対象に、大阪府議会の役割としくみ、生徒のみなさんに関係する条例の紹介、生徒のみなさんの生活と政治のつながり及び政治に関心を持つことや政治参加の重要性についての講義とともに、生徒間でのグループワークや生徒が府議会議員に直接質問を行うなどの意見交換を実施しました。

意見交換では、生徒から議員に対し「総理大臣はなぜ直接国民が選べないのですか」「議会がないときは何をしていますか」「給料は何に使っていますか」などの質問が寄せられ、議員はわかりやすく、丁寧に説明を行いました。



## (2) キッズ大阪府議会

- ・府内小学校（国公立・私立を問わず）高学年の校外学習向けに、議場での実地学習などの体験型校外学習プログラムを実施しました。
- ・令和6年度の開催状況は以下のとおりです。

回	実施日	参加校	参加人数
第1回	令和6年5月16日(木)	大阪市立明治小学校	61人
第2回	令和6年7月3日(水)	大阪市立関目東小学校	104人
第3回	令和7年1月16日(木)	大阪市立茨田南小学校	62人
第4回	令和7年2月10日(月)	学校法人四天王寺学園 四天王寺小学校	40人

## 【開催内容】大阪市立明治小学校 の例

6年生を対象に府議会の仕組みや役割について説明を行うとともに、「運動場の開閉式ドーム化」をテーマに模擬議会を実施しました。

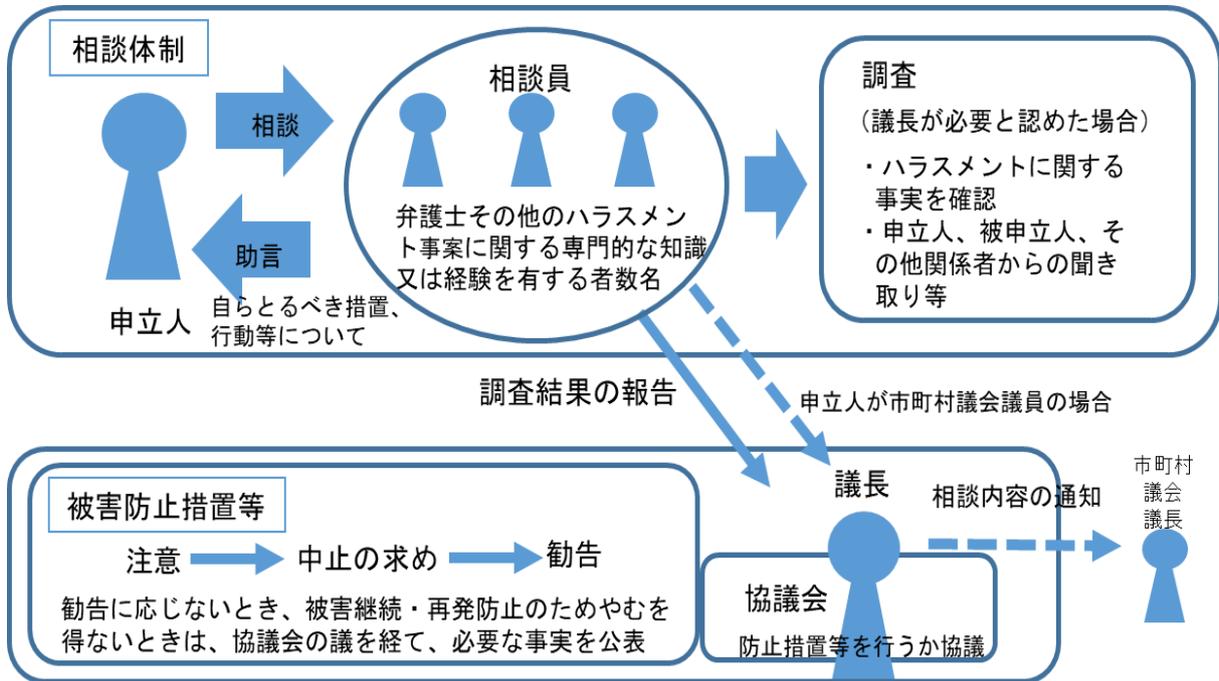


## (3) 議場一般見学

- ・「府民に開かれた議会」をさらに推進するため、議場の一般見学を実施しました。（令和6年度は計8回（各回15名））

## 5. 「大阪府 議会ハラスメント専門相談窓口」相談対応状況

(参考) 相談対応の流れ



### ①相談、調査及び被害防止措置等の対応件数

相談・助言	対 応					
	調 査	被害防止措置等	内 訳			
			注意喚起	中止の求め	勧 告	公 表
4件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

### ②相談の種別

相 談	内 訳			
	パワハラ	セクハラ	マタハラ	その他
4件	4件	0件	0件	0件

③申立人及び被申立人の種別

		被申立人					計
		府議会議員	府議会議員になろうとする者	市町村議会議員	市町村議会	府民その他	
申立人	府議会議員	1件	0件	0件	0件	0件	1件
	府議会議員になろうとする者	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	市町村議会議員	0件	0件	2件	0件	1件	3件
	市町村議会	0件	0件	0件	0件	0件	0件
計		1件	0件	2件	0件	1件	4件

④月別の相談及び調査の件数については、以下をご覧ください。

⇒[https://www.pref.osaka.lg.jp/o170030/gikai\\_giji/oshirase/r6gikaiharassment.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o170030/gikai_giji/oshirase/r6gikaiharassment.html)

⑤事案の概要

(事例1)

相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>申立人は、議会の一般質問の中で、職員の個人名（名字のみ）を挙げて人事の件について質問したところ、議長から「今回の一般質問は職員の氏名をあげており、誹謗中傷やハラスメント発言と言われても仕方がない」と言われた。自身（申立人）の発言はハラスメントにあたるか。</li> </ul>
対応	<p>【助言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な解釈として、名前を出したこと自体は許容範囲であるものの、業務未経験の話から能力否定に繋げた発言（未経験は適切ではないという決めつけ）を複数の人が参加する議会で発言したことは、ハラスメントと判断される可能性もある、と助言した。</li> </ul>

(事例2)

相 談	・申立人は、Zoom会議で、議員から「考えが甘い。君には議員の資格がない。辞めるべき」などと、10人以上が同席している前で行われた。これはパワハラにあたるか。
対 応	【助言】 ・パワハラにあたるかどうかは、企業や団体ごと、又は裁判所が判断することとなるが、業務上必要のない発言となれば不適切であると判断される可能性もある、と助言した。

## 6. 市町村議会との連携

- ・ハラスメント防止に関する条例を制定している市町村に対し、相談の受付状況やハラスメント防止にかかる取組みの現状等の聞き取りを行うとともに、条例の策定を検討している市町村に対する助言等を行いました。
- ・市町村議会議員からの相談に対し、相談員から必要な助言を行いました。

### <各市町村の政治参画の推進状況について>

(「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査(令和6年7月1日時点)」(内閣府男女共同参画局実施)より抜粋)

#### ■議員の出産(産休を含む)を欠席事由として明記した規定の有無

有	無
42	1

#### ■産前産後期間を明記した規定の有無

有	無
40	2

#### ■休業期間中の報酬の減額規定の有無

有	無	その他
3	34	4

■以下の各欠席事由について明記した規定の有無

	規定有	規定無		
	認めている	運用上認めている	認めていない	過去事例なし
配偶者の出産	38	2	0	3
育児	38	2	0	3
家族の看護	38	2	0	3
家族の介護	37	2	0	3
疾病	39	4	0	0
その他	32	2	0	0

■議員が利用できる保育施設（臨時を含む）の有無

有		今後予定あり	無
人員及び場所	場所のみ		
0	2	0	41

■議員が利用できる授乳室の有無

有		今後予定あり	無
専用の授乳室（常設）	授乳等に必要な場所の設置等（臨時含む）		
1	4	0	38

■通称または旧姓の使用

規定有	規定無	
認めている	運用上認めている	過去事例なし
9	22	12

■住民の政治参画の推進に関する議員研修（議会ハラスメントの防止を除く）の実施

行っている	行っていないが、今後取り組む予定	行っておらず、今後取り組む予定もない
3	4	36

■議会ハラスメントの防止に関する規定（倫理規定等）の有無

有	無
12	31

■議会ハラスメントの防止に関する議員研修の実施

行っている	行っていないが、 今後取り組む予定	行っておらず、今後 取り組む予定もない
21	4	18

■議会ハラスメントに関する相談窓口の設置

有	検討中	無
1	3	39

7. 取組状況の公表

- ホームページにおいて、本年次報告書を公表しているほか、相談の受付状況等を随時公表しています。

## <参考>

### ・執行機関の主な取組み例

大阪府議会だけでなく、執行機関においても、政治参画への府民の関心及び理解を深める取組みや男女共同参画を推進するための取組みを実施しています。

#### ■政治参画への府民の関心や理解を深める取組み

(府立高校における政治的教養を育むための取組み)

- ・教科「公民」や「総合的な探究の時間」の授業等の中で、生徒たちが選挙の具体的な仕組みや公職選挙法等についての知識を身につけ、理解するための指導を行いました。
- ・また生徒による模擬選挙や、「投票率を上げる」というテーマでのグループ討論を行うなど、生徒たちが実践的に学習する機会を設けるとともに、選挙管理委員会等による出前授業等も実施しました。

#### ■男女共同参画を推進するための取組

(「OSAKA女性活躍推進 ドーン de キラリ フェスティバル2024」)

- ・オール大阪で女性活躍推進の機運を醸成するため、産学官等で構成する「OSAKA女性活躍推進会議」と連携のもと、9月のOSAKA女性活躍推進月間中に女性活躍を推進するイベントを府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）において開催しました。

(「ロールモデルに学ぶ！働く女性のキャリアアップ研修」)

- ・働く女性に、他の企業で役員や管理職等として活躍する先輩の話聞く機会と、他の企業で働く女性との交流会の場を提供し、キャリアアップの意欲の向上を図ることを目的に実施しました。

(「ライフデザインの描き方セミナー」)

- ・生徒、学生などが、自分らしい「働き方・生き方」を考える機会を提供するため、高校や大学等において実施しました。

○男女共同参画に関する取組について、詳しくはこちらをご覧ください。

⇒ <https://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/danjo/index.html>

## ・大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例について

### (1) 条例制定の経過（概要）

○令和4年12月2日（令和4年9月定例会（後半）開会日）

- ・維新が条例案の概要を議長に提出。

○令和4年12月8日

- ・議会運営委員会理事会において、府議会として共同で立案することを決定。

○令和4年12月12日

- ・議会運営委員会において、条文案の調整等を政務調査委員会に委任。

○令和4年12月12日～令和5年2月6日

- ・政務調査委員会において、閉会中も含め合計7回に渡って会議を開催し、条文案を協議。

- ・また、令和5年1月23日～同月31日まで、府内の市町村議会に対して意見照会を実施（市町村議会からは、26項目・61件の意見が寄せられた）。

※市町村議会からの意見及びそれに対する府議会の考え方については、こちらをご覧ください。⇒[https://www.pref.osaka.lg.jp/gikai\\_somu/0405outline/seimuchosa0206.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/gikai_somu/0405outline/seimuchosa0206.html)

○令和5年2月15日

- ・議会運営委員会において、政務調査委員会での調整結果を報告。

○令和5年2月22日（令和5年2月定例会（開会日））

- ・条例案が議案として上程され、可決・成立。

### (2) 大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例

#### (前文)

政治分野における男女共同参画の推進は、政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要である。諸外国では政治分野における女性の参画が進んでいるが、我が国ではいまだ政治の場に女性の数は少なく、諸外国との格差は広がるばかりである。

そのような中、性別を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備等が必要であるとして、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）が改正されるとともに、国の実態調査において、様々な形のハラスメント行為が、公平な政治参画への機会を阻害している実態が示された。

とりわけ地方議会にとっては、政治に多様な民意を反映させる観点から、公平な政治参画への機会を確保することは極めて重要であり、早期の環境整備が必要である。

このような理解の下に、府内全ての地方議会に関する議員によるハラスメント又は議員若しくは議員になろうとする者に対するハラスメントを根絶し、府内の地方議会における府民の政治参画を推進することを目指して、この条例を制定する。

## (目的)

**第1条** この条例は、日本国憲法が保障する基本的人権の尊重、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律等の趣旨等を踏まえ、府内全ての地方議会に関する議員によるハラスメント又は議員若しくは議員になろうとする者に対するハラスメント（以下「府内の地方議会に関するハラスメント」という。）を根絶するため必要な事項を定めること等により、政治分野における男女共同参画の推進を図り、もって府内の地方議会における府民の政治参画の推進に寄与することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 議会、職場又は地域における優越的な関係を背景とした言動であって、議会活動、議員活動又は選挙活動（準備活動を含む。）その他の政治活動（以下「政治活動等」という。）上必要かつ相当な範囲を超え、当該言動の相手とされた者（以下「相手方」という。）の政治活動等の環境を害するもの
- 二 政治活動等における性的な言動であって、相手方がその対応により政治活動等において不利益を受ける等、相手方の政治活動等の環境を害するもの
- 三 政治活動等における妊娠又は出産に関する言動であって、相手方の政治活動等の環境を害するもの
- 四 その他前各号に類する相手方に対する誹謗中傷、事実<sup>ひぼう</sup>に反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって、日本国憲法が保障する思想の自由、表現の自由等に配慮しても、なお、一般に許される限度を超え、身体的若しくは精神的な苦痛を与え、相手方の政治活動等の環境を害するもの

2 この条例において「地方議会」とは、普通地方公共団体の議会をいう。

3 この条例において「府議会議員になろうとする者」とは、大阪府議会議員選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項の届出をした大阪府議会議員（以下「府議会議員」という。）の候補者及び府議会議員の候補者となろうとする者をいう。

## (府議会議員等の責務)

**第3条** 府議会議員及び府議会議員になろうとする者は、公職に参画し、又は参画しようとする者として高い倫理観が求められること及びハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、基本的人権を侵害する行為であることを自覚し、政治活動等における自らの言動を厳しく律しなければならない。

2 府議会議員及び府議会議員になろうとする者は、ハラスメントとなる言動を行っている者があるときは、その者に対し当該言動は厳に慎むべきである旨を指摘するよう努める等、率先して大阪府議会（以下「府議会」という。）からハラスメントを根絶するよう取り組むものとする。

3 府議会議員は、府民全体の奉仕者としての立場を自覚し、常に、かつ、何人に対しても前2項の規定に準じた行動に努めるものとする。

## (府民の責務)

**第4条** 府民は、政治分野における男女共同参画の推進について理解を深めるとともに、府内の地方議会に関するハラスメントの根絶に協力するよう努めるものとする。

(啓発)

**第5条** 大阪府議会議長（以下「議長」という。）は、府内の地方議会における政治参画への府民の関心及び理解を深めるため、この条例の趣旨の府民への啓発に努めるものとする。

(研修等)

**第6条** 府議会において、府議会議員の政治活動等に関してハラスメント事案が発生することを防止し、府議会からハラスメントを根絶するため、府議会議員、大阪府議会事務局の職員その他議長が必要と認める者に対する研修を実施するものとする。

2 議長は、ハラスメントに関する情報の収集、整理及び分析に努め、その成果を前項の研修に活用するものとする。

(人材の育成等)

**第7条** 議長は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、地方議会の活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備)

**第8条** 議長は、弁護士その他のハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者を相談員とする窓口を、別に定めるところにより設置する。

2 府議会議員又は府議会議員になろうとする者であってハラスメントによる被害を申し立てるもの（以下「申立人」という。）は、議長が別に定めるところにより、相談員に対し、当該ハラスメントによる被害の継続又は再発を防止するための措置（以下「被害防止措置」という。）その他当該ハラスメントに関する相談を行うことができる。

(相談事案への対応)

**第9条** 前条第2項の規定による相談を受けた相談員は、当該ハラスメントに関する事実を確認するため、申立人、申立人がハラスメントを行ったとする者（以下「被申立人」という。）その他関係者からの聞き取り等、必要な調査を行うことができる。

2 相談員は、前項に規定する調査を行おうとするときは、あらかじめ議長の承認を得なければならない。

3 第1項の規定による調査の結果、当該ハラスメントに関し府議会による被害防止措置が必要と相談員が認める場合において申立人が求めるときは、当該相談員は議長にその旨を報告するものとする。

4 相談員は、受けた相談が前項の規定に該当しないとき、又は第1項の規定による調査の必要がないと認めるときは、申立人に対し申立人が自らとるべき措置、行動等について助言するものとする。

5 第3項の規定による報告を受けた議長は、必要に応じ、他の相談員その他の者の意見を求めることができる。

- 6 相談員は、相談の受付及び対応の状況について、議長に報告するものとする。
- 7 議長は、本条の規定に基づく相談員の業務遂行の自由を保障し、相談員は、当該相談事案に関する秘密を厳守するとともに、相談に関する業務を行うに当たっては、申立人及び被申立人の名誉、プライバシーその他の人権の尊重について慎重に配慮しなければならない。
- 8 相談員は、本条の規定に基づく業務を行うに当たっては、あらゆる政党及び会派並びに議員その他の関係者の干渉又は影響を排し、中立かつ公平に当該業務を行わなければならない。

#### (調査協力義務)

**第10条** 前条第一項の規定により相談員が相談事案に関する調査を行うときは、当該事案の申立人、被申立人及び調査の対象となった関係者は、これに協力するよう努めなければならない。

#### (相談事案関係者の義務)

- 第11条** 申立人、被申立人及び相談員その他の第8条第2項の規定による相談に関わる者は、申立人又は被申立人の利益を不当に侵害しないため、同項の規定による相談を行い、又は相談が行われている旨、相談員の発言その他相談内容に関する事項を公にしてはならない。
- 2 前項の規定に反し、同項に規定する事項が正当な理由なく公になったときは、議長は、当該事案に関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び公にされた事項のうち事実と反するものを公表し、又は当該相談業務を中止し、若しくは停止する等、申立人の意向を確認した相談員の意見を踏まえ、申立人又は被申立人の正当な利益を守るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 申立人、被申立人及び相談員を除く第8条第2項の規定による相談に関わる者は、相談事案に関し相談員を介さず直接交渉し、又は申立人若しくは被申立人を威迫する等、相談員の業務の公正な遂行を妨げる行為をしてはならない。

#### (被害防止措置等)

- 第12条** 議長は、第9条第3項の規定による相談員の報告又は同条第5項の規定による他の相談員その他の者の意見を踏まえ、当該ハラスメントに関し府議会による対応が必要と認めるときは、被申立人に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求め、又は勧告する等の被害防止措置を講ずるものとする。この場合において、議長は、あらかじめ、議長、副議長及び議会運営委員の所属する各会派から推薦された議員各1名により構成される協議会（以下「協議会」という。）の議を経なければならない。
- 2 議長は、被申立人が前項の規定による勧告に応じないときその他ハラスメント被害の継続又は再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、協議会の議を経て、相談の内容、調査結果及び前項の措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。
- 3 議長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

### (市町村議会との連携)

**第13条** 議長は、府内の地方議会に関するハラスメントを根絶するため、府内市町村議会に関するハラスメント根絶のための活動の支援、協働その他の府内市町村議会との連携に取り組むものとする。

2 議長は、前項の規定の趣旨を踏まえ、府内市町村議会の議員及び事務局職員の誰もが参加できる研修を府内市町村議会と連携して実施するよう努めるものとする。

3 議長は、第1項の規定の趣旨を踏まえ、府内市町村議会に関するハラスメントについても、当該市町村議会議員又は当該市町村議会から相談員に対し相談があった場合には、当該相談員に当該事案に関する調査を行わせ、及び当該相談者その他当該市町村議会の関係者に対する必要な助言を行わせることができる。

4 議長は、市町村議会議員から相談があった旨の報告を相談員から受けたときは、当該市町村議会議員の承諾の下に当該市町村議会の議長にその内容を通知するものとする。

5 第10条の規定は、第3項の規定に基づく調査に準用する。

### (取組状況の公表)

**第14条** 議長は、実施した研修、相談の受付及び対応の状況、府議会議員及び府議会議員になろうとする者並びに府民がそれぞれその責務を果たす上で参考とすべき事例等、この条例に基づく取組の状況を随時公表するものとする。

### (議長の職務代行)

**第15条** 議長が申立人又は被申立人となったときは、副議長が議長の職務を行う。

### (協議会の構成員の除斥)

**第16条** 議長、副議長その他の協議会の構成員は、申立人又は被申立人となった場合においては、その議事に参与することができない。ただし、協議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

### (委任)

**第17条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和5年3月1日から施行する。ただし、第8条第2項及び第9条から第16条までの規定は、令和5年3月24日から施行する。

### (この条例の見直し)

2 議会は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の規定内容について検討を加え、その結果に基づいて、この条例の見直しを行うものとする。